

小林市新市誕生 20 周年記念市勢要覧作成業務委託 仕様書

1 目的

本業務は、平成 18 年に旧小林市と須木村が合併し、新小林市が誕生してから 20 周年を迎える節目を記念し、市勢要覧を作成するものである。

作成に当たっては、新市誕生からの 20 年の歩みを振り返り、これまでの市民の営みに感謝するとともに、令和 8 年度にスタートする第 3 次小林市総合計画に掲げる将来都市像や主要な施策を分かりやすく周知することを目指す。

あわせて、本市の基幹産業や豊かな自然、文化、観光資源等の多様な魅力を、国内外へ広く発信することで、市民のシビックプライド（郷土愛）の醸成を図るとともに、本市の認知度向上、及び移住・定住・交流人口の拡大に寄与することを目的とする。

2 印刷物の規格、仕様

- (1) サイズ A4 判 タテ判
- (2) 紙 質 表紙・裏表紙 マット紙 135 kg相当品以上（PP 加工）
本文 マット紙 90 kg相当品以上
- (3) 頁 数 40 ページ以上（表紙及び裏表紙含む。）
- (4) 印 刷 フルカラー印刷
- (5) 製 本 中綴じ製本

3 業務内容

(1) 企画構成、デザイン

市の将来都市像「みんなでてなむ笑顔あふれるじょじょんよかところ小林市」を掲げ策定した第 3 次小林市総合計画を軸に、写真・グラフ・独自取材などを用いて、読みやすく、本市の魅力や特徴を国内外に広くアピールできる市勢要覧を作成すること。

詳細については、契約後、コンペで特定されたデザイン案に、市と協議の上、必要な改良修正を加え、決定版を作成する。協議（会議）の回数は 4 回程度とするが、市の求めに応じて、随時、協議・打合せができる体制をとること。

(2) 文書、イラスト、マップ等

文書、イラスト、マップ作成の際は、市の要望に柔軟に対応すること。
なお、フリーデータ等既存データの使用も可能とするが、イラストデータ等の使用に当たって生じた著作権等に関する損害賠償等、全ての責任は受託者が負うこと。

写真については、200 カット以内で新たに撮影（ドローンによる空撮を含む。）したものを使用すること。

(3) 取材

取材は、提案した企画内容を実現するに足る回数を行うこととする。

(4) 校正

紙面校正は、5回以上とする。

なお、初校から4校目までは随時行うが、最終校正案とする5校目は、令和8年12月までに校正することとし、必要に応じ6校目以降を作成することとする。

(5) 製本

納品後であっても、受託者に起因するミスがあった場合は、速やかに受託者の負担で印刷製本をやり直すこと。

4 履行期間

本業務の履行期間は、契約締結の日から令和9年3月31日（水曜）までとする。

5 成果品の仕様

(1) 市勢要覧（製本されたもの）2,000部

(2) 市勢要覧電子データ（PDFデータ：印刷用、ホームページ用の2種類）一式

(3) 撮影した写真や作成したデザイン、イラストデータ（EPS及びJPEG形式で提出）一式を提出すること。

6 履行報告（成果品の納入）

ア 納入期限 令和9年3月31日（水曜）まで

イ 納入場所 小林市役所総合政策部企画政策課

7 守秘義務

受託者は、本業務において知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

8 再委託の禁止

受託者は、本業務の全部を一括して第三者に再委託してはならない。業務の一部を再委託する場合は、あらかじめ、市の書面による承諾を得るものとする。

9 権利等の帰属

完成した市勢要覧の原版及びデータ等の所有権並びに成果品の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）その他一切の権利は、成果品の引渡しをもって市に帰属するものとする。また、受託者は、市及び市が指定する第三者に対し、著作者人格権を行使しないものとする。

ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保分」という。）については受託者に留保するものとし、この場合、市は、権利留保分についての当該権利を無償かつ非独占的に使用できるものとする。

10 疑義

受託者は、業務の実施において疑義の生じた事項又は仕様書に定めのないことについては、市と協議のうえ、誠意をもって対応すること。

11 その他

本仕様書に定める業務にかかる旅費、消耗品費、その他一切の費用は受託者が負担するものとする。